

令和4年度 鏡わかあゆ高等支援学校 生徒心得

はじめに（生徒心得の目的）

- (1) 社会に出てからの様々な集団の中でルールを守れる大人に成長するため。
- (2) 身の回りの様々な危険、危機回避のため。
- (3) 学校を学習の場としてふさわしい秩序ある場とするため。

以上ことを目的として、「生徒心得」を設けます。

生徒のみなさんには充実した学校生活を送ってもらいたい。そのためには、一人一人の協力とルールを守る心がけが必要です。以下のことがらを守り行動してください。

1 服装・頭髪等

- (1) 制服着用時は、就労面接等の場にふさわしい身なりにすること。
- (2) 冬服期間は10月～5月、夏服期間は6月～9月とし、気候等に応じ各自で適宜移行する。（冬服期間において、式や学校行事等の際は、ジャケットを着用する）
- (3) 諸規定

制服		<ul style="list-style-type: none">・本校指定のものを着用すること。・登下校時、また授業中は必ずネクタイやリボンを着用することとする。ただし、夏服着用時はノーネクタイ・リボンとする。・スラックスは裾を踏まない程度の長さ。・スカートは膝が隠れる程度の長さ。折り返さない。・学校行事等の際は、校章入りの学校指定のものを着用する。
防寒着	全般	<ul style="list-style-type: none">・手袋、ネックウォーマー、マフラー、耳あて、ニット帽、ジャンパー等の着用は、原則登下校時のみとする。
	ジャンパー等	<ul style="list-style-type: none">・ジャンパーの色は、白、黒、紺、グレー系を基調とした華美でないものとする。
	セーター等	<ul style="list-style-type: none">・セーター等は、丸襟、V襟のもので、ネクタイ、リボンが見え、また制服ジャケットから出ないものとする。・色は、白、黒、紺、グレー、ベージュ系を基調とした無地のもの。
	手袋等の小物	<ul style="list-style-type: none">・マフラーは華美にならないもので、安全面には十分留意して使用すること。
通学靴		<ul style="list-style-type: none">・革靴、スポーツシューズ、スニーカーとする。
靴下		<ul style="list-style-type: none">・華美でないものとする。（式の際は、白、黒、紺、グレー）・タイツは黒、紺とする（冬季のみ）。
ベルト		<ul style="list-style-type: none">・色は黒、紺、茶系とする。・柄物、バックルが大きいものは不可。
下着		<ul style="list-style-type: none">・透け防止等のため、必ず下着を着用する。シャツからはみ出さないものとする。・下着の色や柄は、外から見て分からない（透けて見えない）程度の物とする。
通学バッグ		<ul style="list-style-type: none">・用途に合ったものを使用する。ただし、華美なものは避ける。
頭髪・眉など		<ul style="list-style-type: none">・髪は常に清潔にし、学習の邪魔にならないように整える。・肩にかかる場合は、ヘアゴムで束ねる。・パーマネント、カール、髪染め、脱色、髪飾りをしてはならない。・眉そりは、身だしなみを整える程度とする。

その他	<ul style="list-style-type: none"> 化粧、マニキュア、カラーコンタクト、ピアス、アクセサリー等の装飾品は禁止する。 腕時計は、高額かつ華美すぎないものを着用する。ただし、時計機能以外の機能は使用しないものとする。※事情がある場合は、学校の許可を得てから着用する。
-----	--

2 通学

(1) 登校時は余裕をもって登校し、下校時は速やかに下校する。また、寄り道をしない。

	登校時刻	始業時刻	終業時刻	同好会終了時刻
普通科	8：40	8：45	15：15	15：50 16：35
専門学科	8：40	8：45	15：45	16：35 16：50

(2) 制服で通学し、交通ルールや乗車マナーを守る。

(3) 届け出た経路で通学する。やむを得ず変更する場合は学校の許可を得る。

(4) 有佐駅と学校間は、安全確保の観点から自転車の利用はせず、公共交通機関（バス）の利用、または徒歩とする。

(5) 通学途中の事故や災害等通学困難な場合は、その状況を速やかに学校・家庭に連絡する。

(6) 病気やその他の理由でやむを得ず欠席、遅刻する場合は、必ず学校に早目に連絡する。

3 交通

(1) 自転車通学について

ア 登下校の経路中に自転車を使用する生徒は、「自転車通学許可願及び誓約書」を提出し、承認を受けること。

イ 自転車通学の許可については、交通機関の有無、通学距離、地形の状況、防犯登録、保険（TSマーク付帯保険等）の加入状況、生徒の様子を考慮し、慎重に審議する。

ウ 通学は交通規則を守る。特に、自転車の並進、二人乗り、傘さし運転、携帯電話をしながらの運転、ハブステップの取り付け等、交通事故に結び付くような行為は絶対にしない。

エ 学校敷地内では、自転車から降り押して移動すること。

オ 自転車通学を許可された生徒であっても、以下の場合は許可を取り消す場合がある。

- 交通規則及び本校の規則を守ることができない生徒
- 自転車安全点検を怠る生徒
- 運転に不適当と思われる生徒
- 生活面に問題がある生徒

(2) 原付免許、自動二輪免許について

ア 原付免許、自動二輪免許の取得については、卒業式の翌日以降とする。

イ 卒業式以前に免許証を取得した場合は、特別な指導の対象とし、免許証は卒業式まで保護者の責任において保管する。

(3) 普通自動車免許取得について

ア 普通自動車免許取得は、原則として進路の目途が立った生徒（進路先から内諾を得た生徒）について認める。

イ 普通自動車免許取得を希望する生徒は、事前に「自動車教習所入校許可願」を提出し、承認を受けること。

ウ その他

普通自動車免許取得に必要な事項は、「普通自動車免許取得に関する諸規定」に記載する。

4 学校生活

- (1) 学習の場にふさわしい雰囲気の学校にするため、礼儀を重んじ、規律を守り、他人の迷惑になるような言動を慎む。
- (2) 用事のない教室には、許可なく出入りしない。
- (3) 教師の許可なくＩＣＴ機器等を使用しない。
- (4) 学校内の公共物は大切し、故意に破損したときには弁償する。

5 交友・交際

- (1) 態度、言葉づかいなどは高校生として礼儀正しく、素直であること。
- (2) 年齢や性別にかかわらず、お互いを尊敬・尊重し合うこと。
- (3) けんかや乱暴な行為はしない。また、いじめは、絶対行わない。
- (4) 交際は、お互いを尊重し合い、節度を守り、健全なものであること。
- (5) 友人宅へ行く場合は、双方の保護者の了解を得た後、保護者がいる時間に限る。
- (6) インターネットやＳＮＳ等で知り合った面識のない人とは会わない。

6 所持品

- (1) 貴重品（スマートフォン、携帯電話、財布、定期券等）は、紛失防止のため登校時に担任に預け、下校時に受け取る。腕時計をつける場合は、常に身につけるようする。
- (2) 必要以上の金銭、学習に必要な無いもの、高校生にふさわしくないものを持ってこない。
- (3) 刃物やその他の危険物は所持しない
- (4) 生徒間の物や金銭の貸し借りは行わない。

7 スマートフォン（携帯電話）の使用

- (1) 家庭でフィルタリング等の機器設定を行い、きまりを守って利用する。
- (2) 電話やＳＮＳ等でのやりとりは、家庭で使用時間等のルールを決めて行うこと。
※熊本県教育委員会の「くまもと携帯電話スマートフォンの利用5か条」では、“夜10時から朝6時は使わない”となっています。
- (3) 他人を傷つけるような書き込み、個人情報（顔写真、電話番号、住所等）をネット上で公開しない。
- (4) ＳＮＳ等で見知らぬ人とメール等でやりとりをしたり、コミュニティーサイトや出会い系サイト等を利用したりしない。
- (5) スマートフォン（携帯電話）の学校への持込は、事前に学校へ「スマートフォン（携帯電話）学校持込許可願」を提出し、承認を受けること。
- (6) 登下校中（移動時以外）の使用は、モラルやマナーを守った範囲で認めるが、校内での使用は禁止する。
- (7) スマートフォン（携帯電話）を校内に持ち込む場合、生徒昇降口手前のスペースにて、登校時は電源をOFF、下校時は電源をONにする。
- (8) 自転車走行中及び歩きながらスマートフォンの使用は、絶対にしない。
- (9) 生徒間のスマートフォン（携帯電話）の貸し借りは行わない。
- (10) スマートフォン（携帯電話）の使用規定を守れないときは、保護者の責任において保管する。

8 校外生活

- (1) 帰宅時刻については以下のとおりとし、以降の夜間外出は保護者同伴とする。
6月～9月 19:00 10月～5月 18:00
- (2) 危険なところ、未成年（18歳未満）のみで出入りが禁止されている場所へは立ち入らない。
 - ・カラオケボックス（※保護者との利用は可）
 - ・ゲームセンター及び商業施設のゲームコーナー（※保護者との利用は可）
 - ・インターネットカフェ、パチンコ店・麻雀荘 等
- (3) 無断外泊はしない。
- (4) 法律に触れる有害・危険な行為は絶対にしない。
飲酒、喫煙、薬物乱用、暴力、脅迫行為、窃盗、破廉恥行為、交通違反行為等

9 政治的活動等

※「政治的活動等」とは、例えば、「〇〇候補者・△△党に投票して」と人に頼んだり（選挙運動）、「〇〇候補と一緒に応援して」と人を誘ったりする（政治的活動）ことである。

- (1) 本校生徒として、しっかり選挙について学び、公職選挙法などの決まりを守る。
- (2) 政治的活動等は「校内（学校敷地内）」では行わない。ただし、「校外」であっても、同好会活動の各種競技会や修学旅行、発表会などの先生が管理する場所では行わない。
- (3) 満18歳未満の者は選挙運動を行ってはならない。
- (4) 満18歳未満の者を使って選挙運動をしてはならない。
- (5) 満18歳以上で選挙権を有する者は、選挙運動を行うことができるが、選挙運動期間に限る。また、選挙運動を行う場合は保護者の理解を得ること。
- (6) 電子メールを使用した選挙運動は、年齢に関係なく行ってはならない。
- (7) ある候補者を当選させるために、お金や物などを渡したり（物品の授受）、宿題などを代わりにしてあげたり（行為）して投票をうながしてはならない。

10 アルバイト

- (1) アルバイトは、長期休業中（夏休み、冬休み、春休み）に認める。ただし、長期休業中にアルバイトをした上で、課業中（土日祝日）にやむを得ずアルバイトを必要とする場合は、別途審議する。
- (2) アルバイトを必要とする生徒は、事前に「アルバイト希望用紙」及び「アルバイト承認願」を提出し、承認を受けること。
- (3) その他
アルバイトに必要な事項は、「アルバイトに関する諸規定」に記載する。

11 規則違反に対する指導（特別な指導・厳重指導）

- (1) 上記1～10に違反した場合、教育上の必要性から、内容に応じた特別な指導（学校謹慎・家庭謹慎）または厳重指導を行う。
 - ア 特別な指導（学校謹慎）
授業には参加せず別室で過ごす。管理職等からの説諭、授業に準じた課題学習、反省につながる学習等を行う。
 - イ 特別な指導（家庭謹慎）
自宅で授業に準じた課題学習、担任等による家庭訪問等を行う。不要な外出は認めない。

ウ 厳重指導

生徒指導部、学科主任等（内容によっては校長の場合もある）による説諭

- （2）特別な指導は、校長が保護者同席のもと指導内容を申し渡す。
- （3）学校内だけの判断が適当でない場合には、警察・児童相談所・医療機関などの関係機関と連携をとった上で、特別な指導の内容を決定する。
- （4）いじめや暴力行為等により生徒等の生命・身体に対して危険があるときや、学校全体に対して深刻な脅威がある場合には、警察等に通報する。

12 その他

- ・身分証明書は、希望する生徒に発行する。
- ・ここに記載されていない事項については、別途審議し、校長が判断する。